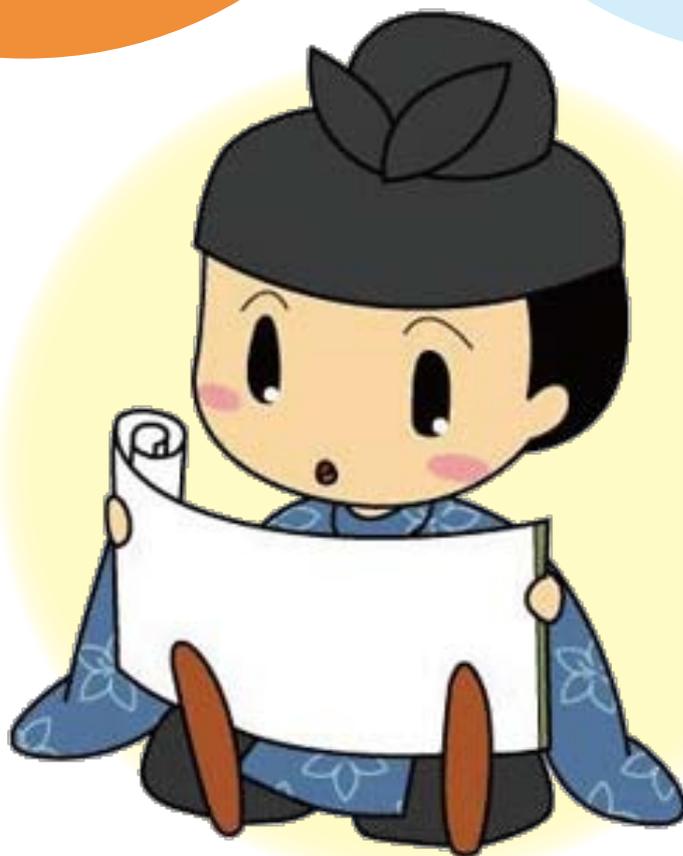


太子町 安心 ガイドブック

わたしたちのまちの
**認知症
ケアパス**

住み慣れたわが家、
わがまちで
暮らしていくために



もくじ

もっと認知症を知ろう	2	目的別の主な支援内容	12
認知症に早く気づこう	4	相談	12
状態に合わせた対応を	6	医療	15
①「認知症の疑いがある」状態	6	介護予防	16
②「認知症はあっても日常生活は自立している」状態	6	生活支援	16
③「見守りがあれば日常生活は自立できる」状態	7	介護(予防)サービス	19
④「日常生活に手助けや介護が必要」な状態	8	認知症の人との接し方	21
⑤「常に介護が必要」な状態	9	運転免許証の返納について考えてみましょう	23
「太子町認知症ケアパス」一覧表	10		

太子町

もっと認知症を知ろう

認知症は脳の病気です

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなって記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態で、通常の老化による衰えとは違います。たとえば、朝ごはんは何を食べたか思い出せないといった体験の一部を忘れるのは、老化によるもの忘れといえますが、朝ごはんを食べたこと自体を忘れてしまう場合は、認知症が疑われます。



どんな症状が起ころのでしょうか

認知症になると記憶力や判断力などが衰えます。これが認知症という病気の本質なので「中核症状」といわれます。また、中核症状のために周囲にうまく適応できなくなったり、心身が衰えたり、不安になることなどによって妄想や幻覚などの症状が出ることもあり、これを「周辺症状」といいます。

中核症状

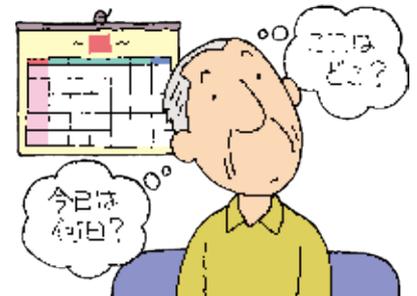
記憶障害

新しい体験の記憶や、知っているはずの記憶の呼び覚ましが困難になる障がい。



見当識障害

時間、日付、季節感、場所、人間関係などの把握が困難になる障がい。



実行機能障害

旅行や料理など計画や手順を考え、それにそって実行することが困難になる障がい。



理解・判断力の低下

2つ以上のことの同時処理や、いつもと違う些細な変化への対応が困難になる障がい。



中核症状に、不安やあせり、心身の不調、周囲の適切でない対応などが影響

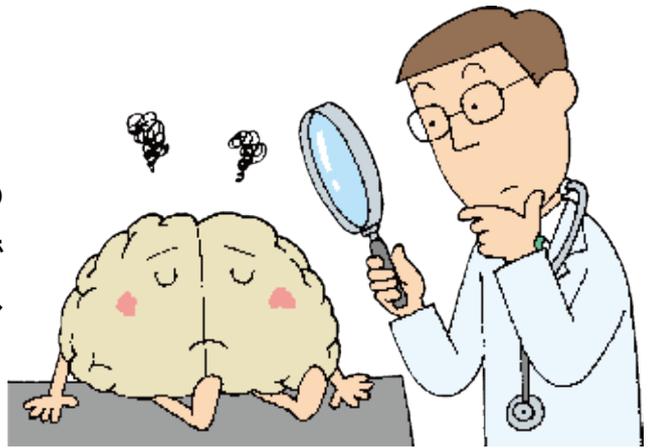
周辺症状

周辺症状は、適切な治療や周囲のサポートで認知症の人が感じている精神的なストレスなどを取り除くことによって、ある程度の予防や緩和が可能です。

- 妄想 (ほいかい)
- 徘徊
- 攻撃的な言動
- 無気力
- 便をいじるなど排せつの混乱
- 過食など食行動の混乱 など

認知症を引き起こす 主な脳の病気

脳の働きが悪くなって認知症は起こりますが、その原因はひとつだけではありません。認知症のなかでは、「アルツハイマー型認知症」「脳血管性認知症」「レビー小体型認知症」が3大認知症といわれています。



アルツハイマー型認知症

いちばん多い認知症です。脳内で異常なたんぱく質がつくられ、脳の細胞の働きが少しずつ失われて死んでいき、脳が萎縮して機能が全般的に低下していきます。脳内の変化は、記憶障害など具体的な症状が出る何年も前から起きているといわれ、徐々に進行していきます。早期の発見が重要です。

症状や傾向

- 女性に多い
- ゆっくりと症状が進行する
- 機能低下は全般的に進む
- もの忘れの自覚がなくなる
- 初期には麻痺など神経障害は少ない
- 人格が変わることがある
- 画像診断で脳の萎縮がわかることがある

脳血管性認知症

脳梗塞^{こうそく}や脳出血など脳血管疾患のために、脳の細胞の働きが失われることで発症します。画像診断で発見しやすいタイプで、損傷を受けた脳の部分の機能は失われますが、脳全体の機能が低下することは少ない病気です。片麻痺や言語障害など身体症状が多くみられ、脳梗塞の再発で段階的に進みます。

症状や傾向

- 男性に多い
- 再発のたび段階的に進行する
- 機能低下はただちに起こる
- 初期にはもの忘れの自覚がある
- 片麻痺など神経障害が起こりやすい
- 人格は比較的保たれる
- 画像診断で梗塞などの病巣が確認できる

レビー小体型認知症

脳内に「レビー小体」という特殊な物質が蓄積された結果、脳の細胞が損傷を受けて発症する認知症です。手足のふるえ、筋肉の硬直などの症状や、もの忘れとともに生々しい幻視（その場にはないものがあるように見える）があらわれるのが特徴です。アルツハイマー型認知症より比較的早く進行します。

症状や傾向

- 男性に多い
- なだらかに症状が進行する
- 機能低下は全般的に進む
- 初期にはもの忘れの自覚がある
- 筋肉の硬直などが起こりやすい
- 生々しい幻視があらわれる
- 画像診断では脳の萎縮が軽い

※このほかにも、脳の外傷や腫瘍^{しゅよう}、感染症などさまざまな病気が原因となって脳の障がい^{しょうがい}が起こり、認知症を引き起こしています。

認知症に早く気づこう

認知症は早期の発見が大切です

生活習慣病をはじめ多くの病気がそうですが、認知症もまた早期の発見と治療がとても大切な病気です。認知症は、現在完治が難しい病気とされています。しかし、早期に発見して適切な対処をすれば、その人らしい充実した暮らしを続けることができます。

●早期発見による3つのメリット

メリット1 早期治療で改善も期待できる

認知症の原因になる病気はさまざまですが、早期に発見し早期に治療をはじめると、改善が期待できるものもあります。

メリット2 進行を遅らせることができる

認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うことによって、その進行のスピードを遅らせることができます。

メリット3 事前にさまざまな準備ができる

早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合い、今後の治療方針を決めたり、利用できる制度やサービスを調べたりする「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。



本人が受診を拒むこともあります

「自分が認知症かもしれない」という不安はとても大きなものです。そのため家族など周囲が受診をすすめても、本人が頑なに拒むといったこともあります。そのようなときは、まずは家族だけで地域包括支援センター、保健所などの相談窓口を訪れ、アドバイスを受けることもできます。

また、受診の意思があっても専門の医療機関の敷居が高い場合は、かかりつけ医に相談してみるという方法もあります。かかりつけ医は、必要に応じて適切な病院なども紹介してくれます。問診などで正確に症状を伝えるためにも、できるだけ家族がつきそって受診しましょう。



●家族がつくった「認知症」早期発見のめやす

日常の暮らしの中で、認知症ではないかと思われる言動を、家族の経験からまとめたものです。医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中での目安として参考に見てみましょう。

いくつか当てはまることがあれば、太子町地域包括支援センターにご相談ください。

出典：公益社団法人 認知症の人と家族の会作成

もの忘れがひどい



- 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- 同じことを何度も言う、問う、行う
- しまい忘れ・置き忘れが増え、いつも探している
- 財布・通帳・衣類などが盗まれたと人を疑う

判断・理解力が衰える



- 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまが合わない
- テレビ番組の内容が理解できなくなった

時間・場所がわからない



- 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 慣れた道でも迷うことがある

人柄が変わる



- 些細なことで怒りっぽくなった
- 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- 自分の失敗を人のせいにする
- 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

不安感が強い



- ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- 外出時、持ち物を何度も確かめる
- 「頭が変になった」と本人が訴える

意欲が無くなる



- 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった

「軽度認知障害 (MCI)」の発見と対処が重要です

「軽度認知障害 (MCI)」とは、いわば認知症の前段階で、軽い記憶障害などはあっても基本的に日常生活は自立して送れる状態です。この段階で発見して適切に対処すれば、特にアルツハイマー型認知症への移行を予防、または先送りできるといわれています。ちょっとした異変のサインを見逃さないようにしましょう。

状態に合わせた対応を

①「認知症の疑いがある」状態、および

②「認知症はあっても日常生活は自立している」状態

この時期 の特徴

認知症の気づきから生活機能障害が軽度の時期です。もの忘れはあっても、金銭管理や買い物、事務処理といった日常生活は自立している、もしくは、それらにミスはあっても、おおむね日常生活は自立しています。

本人や家族へのアドバイス

まずは相談する

今までと違うことに気づいたり、不安を抱えたりすることがあれば、そのままにしないで、かかりつけ医などの医療機関や地域包括支援センターなどに相談しましょう。



本人の不安を和らげる

本人には次第にできないことが増えていくといういらだちや不安があります。そんな気持ちを穏やかに保てるように、家族など周囲の人が上手にサポートしましょう。



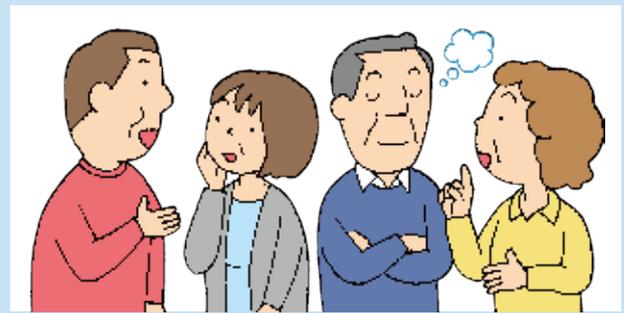
居場所や仲間を増やす

安全ばかりを優先して家に閉じこもるのではなく、趣味や地域のサークル活動などを通じ安心してすごせる居場所を見つけ、仲間たちと積極的に交流しましょう。



将来を見据える

医療や介護の方針を含めた今後の生活設計や、成年後見制度を利用した財産管理の方法などを早いうちから家族で話し合っておきましょう。



認知症の進行によって変化していく症状や行動によって、在宅生活を送るために必要となる支援やサービスは異なります。その人の状態に合わせた対応を考えましょう。

③「見守りがあれば日常生活は自立できる」状態

この時期 の特徴

認知症の生活機能障害が中度の時期です。たとえば、処方された薬を指示通りに飲んだかどうかの記憶があいまいになったり、来訪者への対応がひとりでは難しくなったりしますが、周囲の適切なサポートがあれば日常生活が自立できる状態です。

本人や家族へのアドバイス

見守る人を増やす

家族だけで支えるのではなく、民生委員や町内会の知人や友人などにも理解を求め、日常生活の中で積極的に見守ってくれる周囲の人の数を増やしましょう。



安全対策を考える

思いがけない事故に備えた安全対策を施しましょう。特に火の始末については、安全センサー付きのガスコンロの利用や電化製品への買い替えなどを考えましょう。



医療のサポートを受ける

健康管理や持病のことだけでなく、認知症の症状を含めて、かかりつけ医のアドバイスを求め、専門医を紹介された場合は受診してみましょう。



介護のサポートを検討する

家族がいない時間帯などに、本人の状態に合わせた専門家によるサポートを依頼できる訪問介護や通所介護といった介護保険のサービスを検討しましょう。



④「日常生活に手助けや介護が必要」な状態

この時期 の特徴

認知症の生活機能障害が中度から重度の時期です。着替えや食事、トイレなど身の回りのことに周囲の適切なサポートが必要になってきます。外出時に道に迷ったりすることもあるので、サポートする側の注意と対策が必要です。

本人や家族へのアドバイス

介護サービスを活用する

介護のプロであるケアマネジャーなどと緊密に相談し、本人の希望や認知症の状態に合わせながら、さまざまな介護サービスを組み合わせ活用しましょう。



見守りの体制を充実させる

通り慣れているはずの道などでも迷ってしまう危険があります。GPS機能付きの携帯電話をもたせるなど、いざというときに備えた見守りの体制を充実させましょう。



住まいの環境を整える

生活機能が衰えると、家庭内での事故も増えやすくなります。事故を防止し、介護にも役立つような介護保険による住宅改修を行い、生活環境を整えましょう。



悪質商法などから守る

判断能力の衰えなどにつけ込まれて、詐欺や悪質商法などの被害にあう危険があります。成年後見制度を利用するなどして、被害を防ぎましょう。



⑤「常に介護が必要」な状態

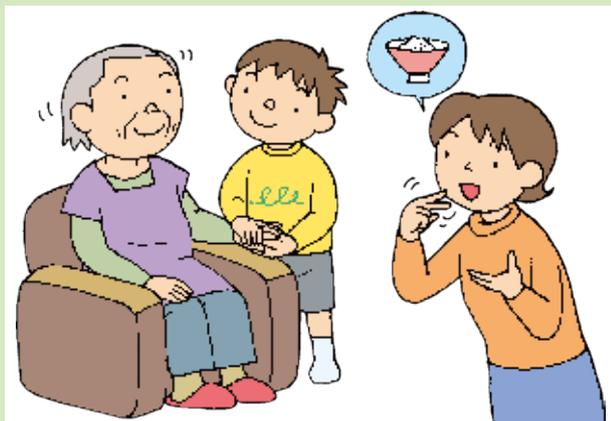
この時期の特徴

認知症の生活機能障害が重度の時期です。認知症の進行とともに身体機能も衰え、寝たきりになるなど日常生活のあらゆる面で常にサポートが必要になります。言葉によるコミュニケーションが困難になっている場合もあります。

本人や家族へのアドバイス

コミュニケーションを工夫する

言葉による意思の疎通が難しくなってきたら、しぐさや表情、スキンシップなど言葉以外のコミュニケーションの方法を工夫して、本人を安心させましょう。



介護と看護を充実させる

寝たきりなどになると、衰えていく体調の管理がより大切になります。ケアマネジャーやかかりつけ医と相談しながら、介護と看護の両面を充実させましょう。



住み替えを検討する

本人や家族の事情を考慮しながら、今後も自宅ですごすか、また適切なサポートをするための設備や体制の整った施設などですごすかを検討しましょう。



看取りに備える

いずれは訪れる終末期に備え、自立していたころの本人の希望も含めて、延命措置の選択など看取りの方法について、家族で話し合っておきましょう。



「太子町認知症ケアパス」

本人の様子
(症状や行動)

認知症の疑い

もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成などを含め、日常生活は自立している

認知症はあるが日常生活は自立

買い物や事務、金銭管理などにミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している

<h3>相談</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター ● 在宅介護支援センター ● 社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 太子町オレンジチーム(認知症初期集中支援チーム) ● 認知症地域支
<h3>医療</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ医 ● かかりつけ歯科医 ● かかりつけ薬局 ● 認知症サ 	
<h3>介護予防</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● お達者トレーニング教室・元気ぐんぐんトレーニング・ふれんど訪問 ● 高齢者交流サロン 	
<h3>生活支援</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急通報システム事業 ● 食の自立支援事業 ● 愛の一声訪問事業・ ● 安心太子見守りネットワーク ● 認知症高齢者等SOSネットワーク ● 生活支援サービス(住民主体のサービス) ● 移動支援サービス(住民主体のサービス) ● 福祉有償運送 ● 介護タ 	
<h3>介護</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防・生活支援サービス事業(訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス・生き生きトレーニング) ● 介護予防サービス(介護予防通所リハビリテーション・介護予防訪問看護・ショートステイ・介護 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービス(通所介護くデイサービ
<h3>家族支援</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者介護家族のつどい 	
<h3>権利擁護</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立支援事業 ● 成年後見制度(任意・後見) 	
<h3>住まい</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅・民間住宅・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・ケア ● 住宅改修 	

認知症ケアパスとは……

認知症の状態に応じた、支援や対応の流れのことを言います。この表を参考に、支援や対応の目安としてください。

見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に 手助け・介護が必要	常に介護が必要
服薬管理ができない、電話の 対応や訪問者の対応などが難 しくなる	着替えや食事、トイレなどが うまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が 困難になる
<p>●ケアマネジャー（介護支援専門員） ●各種相談窓口（連絡先：12～13ページ）</p>		
<p>援推進員</p>		
<p>ポート医 ●認知症疾患医療センター</p>		
<p>友愛訪問など</p>		
<p>クシー（民間会社）</p>		
<p>教室・専門職による訪問など） 予防福祉用具貸与、購入など）</p>		
<p>ス）・通所リハビリテーション・訪問介護・訪問看護・ショートステイ・福祉用具貸与、購入など）</p>		
<p>●居宅要介護高齢者介護用品給付事業（介護用品給付券）</p>		
<p>ハウス・養護老人ホームなど</p>		
<p>●グループホーム・特別養護老人ホームなど</p>		

相 談



まずはどこへ相談したらいいの？

●太子町地域包括支援センター（太子町役場高齢介護課内）

まずはこちらへご相談ください

認知症をはじめとするさまざまな相談を通じて、介護サービスの利用や医療機関受診へのアドバイス、地域のサポートを受ける方法などのお手伝いをします。

お問い合わせ 地域包括支援センター ☎0721-98-5538

ご存じですか？ 認知症地域支援推進員

太子町地域包括支援センター内に配置しています

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療、介護、及び地域の支援機関と連携をとるための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行っています。

成年後見制度をご存じですか？

高齢者が安心して生活していくためには、お金の管理や日常生活に関わる契約なども重要です。しかし、将来認知症などになった場合の不安などで、安心した生活が送れなくなってしまうこともあります。そんなときは、地域包括支援センターへ連絡してください。「成年後見制度」の利用を支援したり情報を提供したりします。

成年後見制度とは

認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利と財産を守り支援する制度です。財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを結ぶときに、成年後見人などが代理権を行使して不利益をこうむったり悪徳商法の被害にあったりするのを防ぎます。



身近な相談窓口はありますか？

●在宅介護支援センター（特別養護老人ホーム「美野の里」内設置）

介護に関する相談・悩みを24時間受け付けています。又、地域の福祉活動に参加をさせて頂き、交流も図っています。

お問い合わせ 在宅介護支援センター 太子町大字山田2550番地 ☎0721-98-5300

●太子町社会福祉協議会

地域の身近な問題を解決するために、地域住民が中心となり、福祉団体、施設、関係機関の協力を得て、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域福祉活動を推進しています。

●心配ごと相談

身近な悩みごと、生活・家庭問題や福祉に関する相談について、民生委員児童委員・主任児童委員が月2回、役場1Fの相談室にて、相談をお受けしています。

●日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などの支援を行っています。

●いきいきネット相談支援センター

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による総合相談事業を実施しています。CSWは、地域包括支援センターなど様々な社会資源と連携し、町内の支援を必要とする人に対し「見守り・発見・相談・サービスへのつなぎ」などを行っています。

お問い合わせ 社会福祉法人 太子町社会福祉協議会
太子町大字春日963-1 町立総合福祉センター内 ☎0721-98-1311

そのほかの相談窓口

●大阪府若年性認知症支援コーディネーター

委託先：NPO法人認知症の人とみんなのサポートセンター

若年性認知症に関する専門の電話窓口です。

お問い合わせ ☎06-6977-2051 月・火・木・金曜日（10時～16時）※祝日、年末年始を除く

●富田林保健所 高齢者の精神障がい、認知症等の相談に応じます。

お問い合わせ 富田林市寿町3丁目1-35 ☎0721-23-2684



家族が認知症かもしれないのですが、
病院の受診も介護サービスの利用も
「いやだ」と言ってしまうって…

太子町オレンジチーム が、あなたと家族をサポートします

●オレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）とは？

オレンジチームとは、認知症サポート医と医療・介護の専門職がチーム員となり、認知症の「早期発見・早期支援」を目指して活動する認知症専門チームです。

●対象者

在宅生活をされている、40歳以上の認知症が疑われる人、または認知症の人で、以下のいずれかに該当する人

- (1) 医療サービスや介護サービスを利用していない人
- (2) 認知症の症状が強く、どのように対応したらよいのか困っている人

●どのようなことをするの？

チーム員が自宅に訪問し、本人または家族の心配なこと、困っていることなどのお話を伺います。

専門医療機関や介護サービス事業者等と連携し、地域で安心して生活できるよう、包括的・集中的に支援します。

お問い合わせ 地域包括支援センター ☎0721-98-5538

認知症の症状（物忘れ・時間や場所が分からなくなるなど）の対応の仕方が分からない。



認知症ではないか心配だけど、本人が受診に行きたがらない。

オレンジチーム 支援の流れ

● 相談受付【地域包括支援センター・認知症地域支援推進員】

地域包括支援センターへ気軽にご相談ください。

相談内容の例

- 認知症ではないかと思うが本人が受診してくれない
- 認知症の症状（物忘れ、時間や場所がわからなくなる、怒りっぽくなった等）があり、どのように対応すればよいかわからない
- 認知症の場合、介護や医療のサービスを受けるにはどうしたらいいの？



● 家庭訪問【認知症専門の知識を持ったチーム員】

認知症専門の知識を持ったチーム員が自宅を訪問し、本人や家族の困りごとをお聴きします。



● 困りごとに応じた支援の開始

【チーム員が関係機関と連携してサポートします】

チーム員が介護サービス事業所や医療関係者等と連携し、サポートします。

サポートの例

- 認知症の症状に応じた対応方法や今後の予測についての検討
- 必要な医療や介護サービスを検討・調整
- 必要に応じて専門医療機関受診のための調整
- サポート医からの助言や受診勧奨



● 認知症の人と家族の生活を支えます。

初期集中支援終了後は、適切な支援機関に引き継ぎをします。必要時には再度相談することもできます。ご不明な点は地域包括支援センターへお問い合わせください。

医療

認知症は、早期発見・早期対応・継続治療がとても大切です。

●かかりつけ医

専門医に受診するのは正直まだちょっと気が引ける…という方は、まずかかりつけの先生に相談してみましょう。

●専門医

「もの忘れ」の原因が年齢相応のもの忘れなのか、それとも認知症という病気による症状なのかを、病院の専門外来で診断します。

●認知症サポート医

認知症対応力の向上を図るための研修を受けた医師が相談や診察・治療など医学的な立場から対応します。

医療機関名 つついクリニック 太子町大字山田78番地 ☎0721-98-2888

●認知症疾患医療センター

認知症についての専門医療相談、鑑別診断や認知症に伴う行動及び心理状態への初期対応等を行う医療機関です。

病院名 医療法人六三会大阪さやま病院 大阪狭山市岩室3丁目216-1
☎072-365-1875 (相談専用電話)



介護予防

こころを楽しませたり、からだを動かすことが認知症の予防につながります。

●お達者トレーニング教室

15人前後で、講話・ストレッチ・筋力トレーニング等の運動・茶話会等、サポーターも含めて楽しくトレーニングを行います。

場所 総合福祉センター

曜日 毎週木曜日(14回コース)(5月～・10月～、年2回実施)

時間 午後1時30分～3時30分

送迎 福祉センター巡回バス

●元気ぐんぐんトレーニング

介護予防のサポーターを中心に、集会所等の身近な場所で、ストレッチや筋力トレーニング等を行っています。年に数回、健康運動実践指導者や理学療法士、保健師等の専門職がグループ訪問しています。

日時 地域包括支援センターまでお問い合わせください。

●ふれんど訪問

看護師・保健師等が、介護予防や健康づくり、生きがいづくりのために、介護保険サービスをご利用になれない人に対して訪問します。

場所 自宅訪問

曜日 適宜

時間 午後1時～5時

●高齢者交流サロン(住民主体の集いの場)

身近な地域で気軽に集まり、趣味活動やおしゃべり、身体を動かしたり、各サロンでいろいろ楽しむことができます。

場所 町内7か所(平成30年12月現在)

日時 地域包括支援センターまでお問い合わせください。



生活支援

医療や介護以外にも、暮らしを支えるさまざまな取り組みや制度があります。

●生活支援サービス

●移動支援サービス

住民主体の団体による会員間の助け合いによるサービスです。(有償ボランティア)
詳しいことは、地域包括支援センターまでお問い合わせください。



お問い合わせ

地域包括支援センター

☎0721-98-5538

太子町の見守りに関するサービス

●安心太子見守りネットワーク

内容

地域にお住まいの人、見守り協力員、見守り協力事業所、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員児童委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが連携して、異変を早くに見つけ、対応する仕組みです。

見守り対象者

65歳以上の高齢者で、ひとり暮らしまたは高齢者のみで構成されている世帯、その他見守りを希望する人

見守りの方法

ゆるやかな見守り（※）、声かけ、話し相手、電話をかける等
※ゆるやかな見守りとは、家の外から自宅の様子や本人が決めた見守りのポイント（雨戸の開閉やポストの新聞など）を、買い物や散歩の途中などに気にかけて見守ることです。

見守り協力員とは

地域包括支援センターから依頼のあった見守り対象者に対して、無理のない範囲で声かけ、見守りなどの安否確認を行います。

●食の自立支援事業(配食サービス)

内容

昼食（お弁当）を見守りを兼ねて、自宅にお届けします。

対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等の人で、お体や体調等の理由で、食事の調達や調理が難しく、見守りが必要な人

利用日

週4回まで（月～金のうち） *土曜日、日曜日と祝日、年末年始は除く

費用

1食 食材費 相当額 ※平成30年12月現在464円（税込）
*利用前に、「お弁当利用券」の購入が必要です。

●緊急通報システム事業

内容

1. 緊急通報装置のレンタル（ペンダント含む）
2. 緊急通報受信（看護師が常駐する受信センターに連絡され、状況に応じて救急搬送等の手配を行います）
3. 健康相談（健康上の相談に24時間、いつでも応じることができます）
4. 安否確認（30日に1回の割合で、電話連絡を行います）

対象者

65歳以上のひとり暮らし高齢者等

費用

所得税課税世帯は、自己負担あり

●愛の一声訪問事業

内容

安否確認を行うために、乳酸菌飲料を業者が週3回配布

対象者

65歳以上のひとり暮らし高齢者で、お体や体調等の理由で、見守りが必要な人

費用

無料

お問い合わせ

高齢介護課

☎0721-98-5538

●地域の民生委員による見守り

内容

地域の民生委員が一人暮らしの高齢者等の見守り（安否確認・声かけ）をしたり、相談にのり、必要に応じて福祉関係機関（役場、社会福祉協議会、在宅介護支援センター）に連絡し、専門職員による必要なサービスや支援などの対応を図ります。

詳しいことは、福祉課（☎0721-98-5519）にお問い合わせください。

●友愛訪問

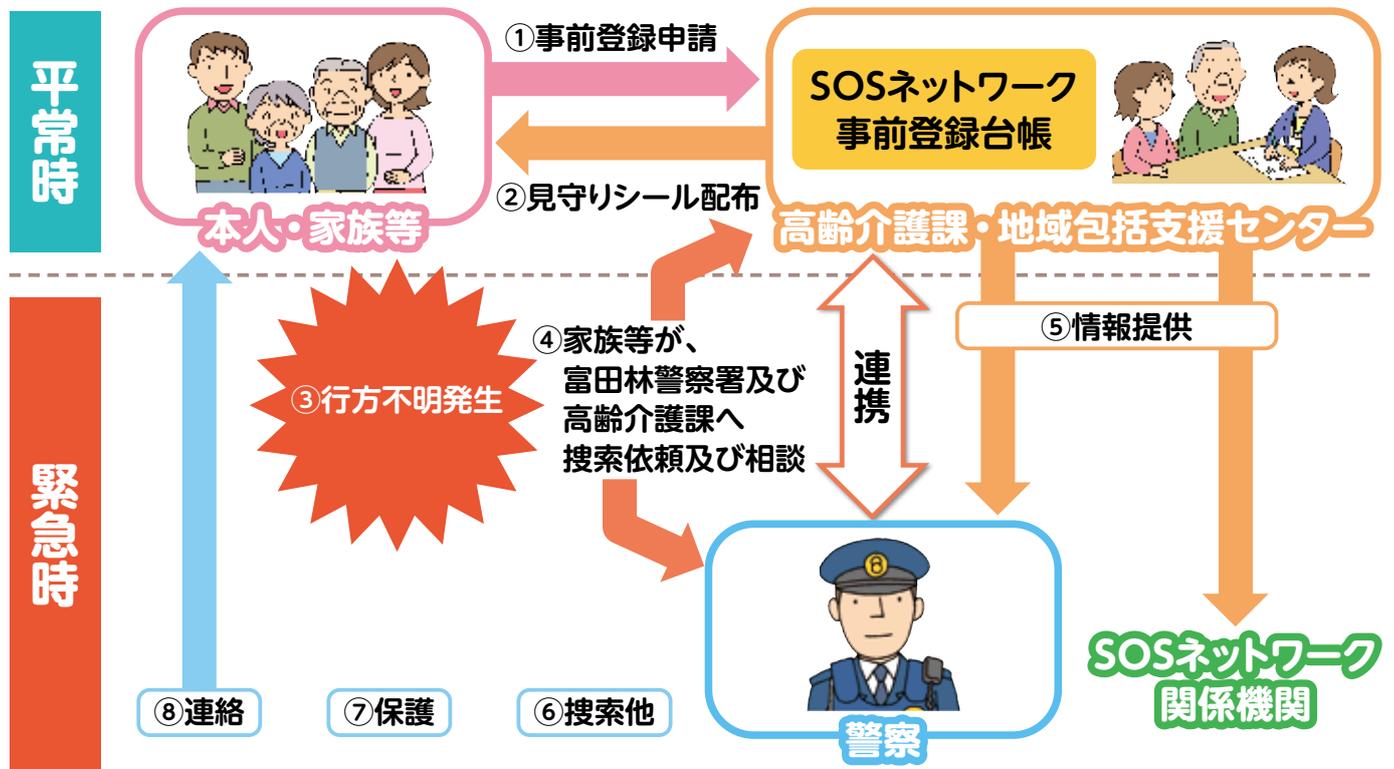
内容

高齢で閉じこもりがちな人を対象に定期的に地区福祉委員が訪問します。

詳しいことは、社会福祉協議会（☎0721-98-1311）にお問い合わせください。

太子町認知症高齢者等SOSネットワークの流れ

道に迷われたり、行方不明になった場合に、事故等を未然に防ぎ、早期発見につなげる目的で実施しています。



いつまでも、住み慣れた太子町で安心していきいきと暮らし続けるために

●見守りシールの配布

個別の登録番号が印字された「見守りシール」を靴のかかとに貼付することにより、高齢者等の居場所がわからなくなったときの早期発見・保護につながります。

見守りシール
貼付イメージ



対象者 町内に居住する徘徊の恐れのある認知症高齢者等（若年性認知症含む）
※施設に入所されている人は、対象外です。

登録方法 高齡介護課窓口でSOSネットワーク事業の事前登録届を提出（写真・印鑑が必要です）
※登録後見守りシールを10セット配布します。
※太子町認知症高齢者等SOSネットワークとは、個人情報に登録することで、道に迷われたり、行方不明となった時に、警察及びSOSネットワーク関係機関と連携をとり、行方不明者の早期発見に役立つ目的で実施しています。

費用 無料

お問い合わせ 高齡介護課 ☎0721-98-5538

介護(予防)サービス

介護保険のサービス利用区分は下表のとおりです。

事業対象者とは、お達者健康チェックリスト(※)に該当し、地域包括支援センター等に介護予防・生活支援サービス事業を利用する必要があると判断された人をいいます。

※運動機能や栄養状態を確認したり、認知症やうつ等の兆候がないかを調べるため厚生労働省により作成された質問票です。

サービス利用者の区分	要介護1～5	要支援1・2	事業対象者
該当方法	認定申請をして介護認定審査会を経て「認定」を受けること	認定申請をして介護認定審査会を経て「認定」を受けること	お達者健康チェックリストに該当し、地域包括支援センター等がサービスの利用を必要と判断した場合
利用できるサービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付 一般介護予防事業 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・生活支援サービス事業 予防給付 一般介護予防事業 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・生活支援サービス事業 一般介護予防事業
支給限度額	認定区分ごとに設定あり	認定区分ごとに設定あり	要支援1と同様

介護予防・生活支援サービス事業

●生き生きトレーニング教室(短期集中予防通所サービス)

ケアプランに基づいて、保健・医療の専門職が、運動器の機能向上、認知機能低下、又は閉じこもり予防などの中から状態像にあったプログラムを提供し、運動トレーニングを行う短期集中型のサービスです。

※プログラム終了後、習得した内容を自身で継続できることを目指すものです。

場所 太子町保健センター

曜日 毎週火曜日(祝日休み)20回コース(4月・10月を除く)

時間 午前9時30分～11時30分

送迎 有



●専門職による訪問(短期集中予防訪問サービス)

ケアプランに基づいて、自立支援、状態改善を目指します。

医療の専門職(理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等)が、機能低下の状況に応じたプログラムを提供する短期集中型のサービスです。

場所 自宅

利用回数 月2～4回程度、1回40分～60分

利用期間 おおむね3か月～6か月



介護保険サービス

サービスを利用するためには「要介護認定」を受ける必要があります。申請の窓口は太子町高齢介護課（太子町地域包括支援センター）です。

<訪問によるサービス>

●訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、調理・掃除・洗濯などの生活援助や、入浴・排泄・食事などの身体介護を行います。

●訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し浴槽を提供しての入浴介助を行います。

●訪問看護

看護師などが疾患を抱えている人の居宅を訪問して、主治医の指示のもと、療養上のケアや病状の観察、介護支援や相談などを行います。

<通所によるサービス>

●通所介護(デイサービス)

食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

●通所リハビリテーション(デイケア)

自立した日常生活を支援するための、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを、日帰りで行います。

<短期間施設に泊まるサービス>

●短期入所生活介護(特別養護老人ホームでのショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや機能訓練が受けられます。

●短期入所療養介護(介護老人保健施設でのショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

<施設入所によるサービス>

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での生活が難しい人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。原則として要介護3～5までの人が対象です。

●介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

●介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする人のための施設です。

<認知症の人に特化したサービス>

●グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

認知症の人が共同生活をする住宅で、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

<生活環境を整えるサービス>

●福祉用具貸与・販売

日常生活に必要な福祉用具の貸与や販売を、専門知識を持った事業者が行います。

●住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修(手すりの取り付けや段差解消など)に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担は1割～3割)



認知症の人との接し方

「本人は何もわかっていない」は誤りです

認知症の人は「何もわかっていない」と介護者は思いがちですが、それは間違いです。もの忘れが増えたり、今までできていたことができなくなったりする変化に、誰よりも本人が驚き、混乱しているのです。まず、その気持ちを思いやりましょう。

認知症の症状が進行して、言葉で自分の意思を表現できなくなってからも、年長者としての誇り、子どもや小動物、植物などを慈しむ気持ちなど、豊かな感情は保たれています。

こうした言葉にできない認知症の人の気持ちを介護者は押し量り、それに寄り添う姿勢が大切です。「どうせ本人はわからないのだから」という乱暴なものの言い方や態度、子ども扱いなどは、認知症の人の自尊心を傷つけ、感情が不安定になり、攻撃的な行動へのきっかけになることがあります。



「その人らしさ」を大切にしましょう

「認知症だからこうに違いない」などと接し方を決めつけるのは避けましょう。誰もがそうであるように、認知症の人にも、それぞれに「個性」や、長く生きて積み上げてきた「歴史」があります。

たとえ認知症になっても、「その人らしさ」は過去から現在へと確実につながっているのです。認知症になる前のその人の姿も思い浮かべながら、「この人の場合は、今は何を望んでいるだろう」と言葉にできないメッセージをさぐるようにしましょう。

人は「自分らしさ」が尊重されていると感じられる環境であれば、安心してすごすことができます。「認知症の人」としてではなく、「その人らしさ」を大切に接しましょう。

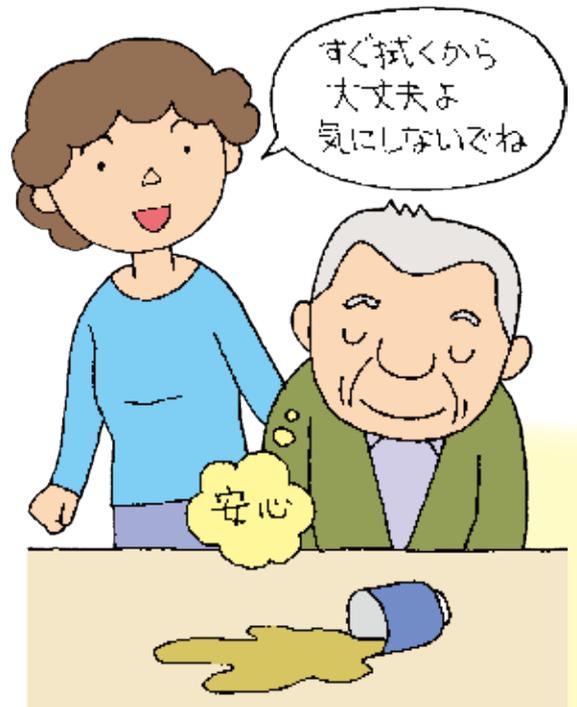


「否定よりも肯定」の 気持ちで接しましょう

介護者は、認知症の人の思わぬ言動に戸惑うことがあります。そのなかで、間違いや失敗などがあったときに、強く否定をしたり、理屈に任せた説得を試みたりすると、認知症の人の罪悪感や孤独感をつのらせてしまいます。

まずは、間違いや失敗に対して「大丈夫」と肯定する気持ちを示しましょう。認知症の人にも、受け入れられることで罪悪感や孤独感は和らぎ、失敗にめげず「自分のことはできるだけ自分でしたい」「何か役割をもちたい」「周囲の仲間に入りたい」といった意欲を再び奮い立たせることができます。

認知症の人が失敗を怖れずに、自立に向けたチャレンジができる環境づくりが大切です。



介護疲れが「虐待」につながることもあります

認知症の人の介護で見逃せないのは、介護者による虐待です。虐待というと、殴ったり蹴ったりといった暴力行為がまず思い浮かびますが、虐待はそればかりではありません。怒鳴ったり罵ったりして大人としての尊厳を無視し、精神的な苦痛を与えたり、日常生活での必要な世話を放棄したりすることなども虐待にあたります。

介護疲れのせいで虐待を自覚していない介護者も多く、虐待を受けている人も「面倒をかけている自分が悪い」と思ってしまい、なかなか問題が表面化しないこともあります。「介護者」であるはずの自分が「虐待者」になるまで追い詰められないように、周囲の人たちと協力して心の余裕を保ちましょう。

認知症の人をサポートするときのポイント

- 1 年長者として敬い、その人の自尊心を傷つけるような態度をとらない。
- 2 その人の個性を尊重し、言葉になりづらいメッセージをさぐる。
- 3 間違いや失敗に対しては、「否定せず」まず「大丈夫」と肯定する。
- 4 地域社会や家庭の中で、何か大切な役割が果たせるように支援する。
- 5 言葉以外の笑顔やスキンシップによるコミュニケーションも心がける。
- 6 ひとりで介護を抱え込むのではなく、複数の人と協力して支える。

運転免許証の返納について考えてみましょう

「運転に自信がなくなった」「家族から運転が心配と言われた」など、自動車を運転することに不安を感じている人は、運転免許証の自主返納を考えてみましょう。

運転 チェック

安全に運転できているか、日ごろから家族などに確認してもらいましょう。

以下の5項目について、特に注意して観察し、その時の運転者の様子などもメモしておきます。

1つでも繰り返してチェックがつく場合には安全運転ができていないことを示すサインです。運転免許証の返納について考えてみましょう。

運転チェック	日付	日付	日付	気が付いたこと
1 センターラインを越える	/	/	/	
2 路側帯に乗り上げる	/	/	/	
3 車庫入れ(指定枠内への駐車)に失敗する	/	/	/	
4 普段通らない道に出ると、急に迷ってしまったり、パニック状態になったりする	/	/	/	
5 車間距離が短くなる	/	/	/	

(熊本大学医学部 池田学教授 作成)

出典：「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル©」国立長寿医療研究センター 長寿政策科学研究部
<http://www.ncgg.go.jp/department/dgp/index-dgp-j.htm>

運転免許証 の自主返納

自動車等を運転しないので、有効な運転免許証を返したいという人は、警察署または運転免許試験場で運転免許証を返納することができます。

有効な運転免許証を返納された人は、運転経歴証明書の交付を受けることができます。

※運転経歴証明書は、公的な身分証明書として生涯使えます。

お問い合わせ

富田林警察署
富田林市常磐町2番7号

☎0721-25-1234

認知症になっても、だいじょうぶ！

まごころの和（輪）

相手の気持ちに寄り添って下さい・・・

認知症の人は自分の障がいを補う

「杖」の使い方を覚えることが出来ません。

あなたにさりげなく杖になってもらえたら、

認知症の人は自分でできる事が増えるでしょう。

心のバリアフリーを目指しましょう。

決め付けたり、してあげるのではなく、

本人の話をよく聞いてみることから始めましょう。

声かけは、「はっきり、やさしく、ゆっくり、みじかく」

まずは、みんなでやさしい声かけを！



地域みんなで支える

“認知症の本人とその家族”

認知症になっても本人と家族が安心して穏やかに暮らせるように、

地域で支える意識やしくみが広がれば、どんなに楽でしょう。

誰でも住み慣れた町、自分の家で暮らしていきたいと思っています。

周囲の人も本人や家族のがんばりを応援し、地域のつながりを広げて、

「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を

住民の皆さんとつくっていききたいと思っています。

相談・
お問い合わせ

太子町地域包括支援センター（太子町役場 高齢介護課内）

〒583-8580

南河内郡太子町大字山田88番地

☎0721-98-5538